

政令番号328 ジラム

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」(平成29年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県						1.3E+3	1,303.0	1,303.0
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県		7.0E-1		0.7		3.4E+2	340.0	340.7
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県						4.3E+0	4.3	4.3
16	富山県						3.1E+3	3,100.0	3,100.0
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県						2.9E+3	2,900.0	2,900.0
22	静岡県						1.9E+2	190.0	190.0
23	愛知県						7.7E+1	77.0	77.0
24	三重県						8.5E+2	850.0	850.0
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県	9.0E-1			0.9		1.8E+2	180.0	180.9
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県						1.3E+3	1,310.0	1,310.0
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県						5.7E+1	57.0	57.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		9.0E-1	7.0E-1		1.6		1.0E+4	10,311.3	10,312.9

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。